

## 物品調達に係る入札結果の公表に関する要領

平成21年 3月12日制定  
平成22年 3月29日一部改正  
平成26年 3月25日一部改正  
平成29年 2月23日一部改正  
令和 2年 3月24日一部改正  
令和 4年10月31日一部改正  
令和 7年 3月28日一部改正  
令和 8年 4月 1日最終改正  
[財務部契約検査課]

### (目的)

第1 この要領は、財務部契約検査課（以下「契約検査課」という。）が入札に付した物品（工事に係る土木、建築資材を除く。以下同じ。）の買入れ、製造の請負及び修繕（以下「物品調達」という。）について、その契約における入札結果を公表することにより、入札の公正を確保し、もって入札の一層の適正化を図ることを目的とする。

### (公表対象)

第2 公表の対象は、契約検査課が競争入札により発注する物品調達とする。

### (公表内容)

第3 公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 入札日及び場所
- (2) 件名
- (3) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (4) 落札者の商号又は名称及び落札金額

（入札不調時の取扱い）

第4 入札等が不調になった場合は、不調になった旨のみ公表する。

### (公表方法)

第5 公表は、物品入札結果一覧表（第1号様式）及び入札（見積）結果（第2号様式）により、郡山市ウェブサイトに掲載するものとする。

### (公表時期)

第6 公表は、入札執行後速やかに行うものとする。ただし、議会の議決を要する契約においては、第1号様式により仮契約として公表し、第2号様式は本契約締結後に公表するものとする。

### (公表期間)

第7 公表期間は、契約を締結した日の属する年度及び翌年度末までとする。

### (閲覧書類の保存期間)

第8 閲覧書類の保存期間は、5年間とする。

### (補則)

第9 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

### 附 則

この要領は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年2月23日から施行する。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和8年4月1日から施行する。



